## 政令第二百三号

就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令

内 閣 は、 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的 ごな提: 供 0 推進 に関する法律 (平成十八年法律第七

十七号) 第三条第 五. 項第四 |号口、 ハ及びニ、 第十七条第二項第一号及び第二号、 第二十六条、 第二十 七 条並

びに第三十七 条、 同 法第二十七条において準用する学校保健安全法 昭昭 和三十三年法律第五十六号) 第十八

条及び第十九条並びに就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供 0 推進に関する法律の 部を改

正する法律 (平成二十四年法律第六十六号) 附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する就学前 の 子

どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第二項第一号の二の規定に基づき、

この政令を制定する。

法 第三条第五 項第四1 号口 及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法

律

第一 条 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的 な提供の推 進に関する法律 ( 以 下 「法」という。)

第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は

次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

二 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)

四 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)

五 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)

六 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号)

七 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)

八 児童買春、 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第五十二

号)

九 児童 虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号)

+ 障害 者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号)

+ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

十二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

(法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二条 法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、 次

のとおりとする。

労働 基準 法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第百十七条、 第百十八条第一 項 (同法第六条及び第五 +

六条の規定に係る部分に限る。 `` 第百十九条 (同法第十六条、 第十七条、 第十八条第一 項及び第三十

七条の規定に係る部分に限る。 及び第百二十条 (同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条

までの規定に係る部分に限る。) の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定 (これら (T)

規定が労働者派遣事 業の適正 な運営の確保及び派遣労働者 の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第 八

十八号) 第 四 十四 条 (第四項を除く。 0 規定に ょ り適用され る場合を含む。)

最低賃 金法 昭 和三十四年法律第百三十七号) 第四 十条 の規定及び同条の 規定に係る同法第四十二条

の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に

## 係る同法第二十条の規定

(法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人)

第三条 法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人は、 同条第一項又は第三項の認定を受けた施設に係

る事業を管理する者とする。

(幼保連携型認定こども園について準用する学校教育法の規定の読替え)

第四条 法第二十六条の規定により幼保連携型認定こども園について学校教育法の規定を準用する場合にお

けるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

園長」という。)		
定する園長(第九条及び第十条において単に「		
な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的	校長	第七条
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える学校教育法

第九条及び第十条	
校長	
園 長	

(幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え)

第五条 法第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合

におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える学校保健安	読み替えられる字句	読み替える字句
全法の規定		
第四条	児童生徒等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的
		な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規
		定する園児(以下「園児」という。)
第五条、第六条第一項	児童生徒等	園児
、第八条、第九条、第		
十三条の前の見出し、		
同条第二項、第十九条		

(学校保健安全法施行令の準用)

		び第三十一条
		、第二十九条第二項及
園長	校長	第十九条、第二十八条
	育を受ける学生を除く。)	
園児	児童生徒等(通信による教	第十三条第一項
定する園長(以下「園長」という。)		
な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的	校長	第六条第三項
	項を除く。)	
	合を含む。)に規定する事	
	第六条において準用する場	
	三十二年法律第百十八号)	

第六条 とあ 号 号中 律 安全法施 中 (次号に るの 「法第十 「法第二十条」 法第二十七条において準用する学校保健安全法第十八条の政令で定める場合については、 は 行令 お 「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連 -九条」 į, (昭 て 和三十三年政令第百七十四号) 「認定こども とあ とあるの るの は は 遠 「認定こども園法第二十七 「就学前の子ども 法 という。 第五 第二十七 に関する教育、 条の 条に 之 条 規定を準用する。 に 携型認定こども園」と読み替えるも お お 保育等 7 1 て準 て 準 用 用 の総 する法第二十 す る法第 合的 この場合にお な提供 +九 · 条 \_ の推 条」 いて、 7 進 に 関 のとする。 同 学校保健 同 「学校」 す 条 条 第二 る法 第

長」 及び 学校保健 次条 とあ に るの 安全法施行令第六条及び第七条の規定を準用する。 お は 1 7 「就学 「認定こども 前の子どもに関する教育、 園 法 という。) 第十 保育等の 匝 条第 総合的 この場合において、 項に な提供 規 定する園長 の推 進に関する法律 同令第六条第 (次条 に お 1 (以下この条 7 項中 園 「校 長

第七条

法第二十七条において準用する学校保健安全法第十九条の規定による出席停

止

の手続につい

て

は、

とい 該生徒又は学生」とあるのは を含む。 う。 以下同じ。 と 「幼児、  $\mathcal{O}$ 生徒を除く。 児 童 「認定こども園法第十四条第六項に規定する園児の保護者 又は 生徒 12 (高等学校 あ つてはその 中 · 等 保護者 教 育学 に、 校 高  $\mathcal{O}$ 等学 後 期 校 課  $\mathcal{O}$ 程 生徒 及 び 特 又は学生に 別支援学 (認定こども あ 校 つて  $\mathcal{O}$ 高 園法 は 等 当 部

第二条第十一項に規定する保護者をいう。)」と、  $\mathcal{O}$ は 「学校」とあるのは 「認定こども園法第三十六条第二項に規定する主務省令」と、 「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」 同条第二項及び同令第七条中「文部科学省令」とある 同条中 「校長」 とあるのは と 読 園 み替える 長」と

(幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存)

Ł

のとする。

第八条 す 12 項 二十二年法律第六十七号)  $\mathcal{O}$ る幼保連携型認定こども園に 0 地 中 V 方公共団体以外の者が 幼保連 て 核 は 市 (以下この条にお 当該: 携型認定こども園 指 定 都 市等 第二百五十二条 設置する幼保連  $\mathcal{O}$ 1 長) て ついては当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団 (国 「指定都 が、 が :設置するものを除く。 法第三十六条第二項に規定する主務省令 市 の十九第一 携型認定こども園については 等 とい . う。 項の 指 定都  $\mathcal{O}$ が廃止されたときは、 区 域 带 内 又は に 所在 同 都 法 道 (第二百) 府県知 する幼保連 で定め 事 五十二条の二十二第一 地方公共団 (地方自 るところに 携型認定こども 治法 I体が設置 体 ょ  $\mathcal{O}$ (昭 り、 長が 園 置 和

書

類を保存しなければならない。

そ

れぞれ当該

幼

保連

携型認定こども園に在籍し、

又はこれを卒園した者の学習及び健康の

状

況を記録

した

(施行期日)

1

この政令は、 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正す

る法律 (次項において 「一部改正法」という。 )の施行の日 か ら施行する。

部改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項第一号の二の政令で定

める国民の福祉又は学校教育に関する法律)

2 部改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項第一号の二の政令で定

める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、第一条各号に掲げる法律とする。

就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に

幼保連携型認定こども園について準用する学校教育法及び学校保健安全法の規定の読替え等を定める

必要があるからである。

伴い、